

仙台市中央卸売市場業務条例施行規則

昭和四七年三月三〇日

仙台市規則第一〇号

改正 昭和四八年十一月規則第四一号

平成三一年三月規則第一一号

改正 令和二年五月規則第六一号

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 市場関係事業者
 - 第一節 卸売業者（第四条—第十五条）
 - 第二節 仲卸業者（第十六条—第二十四条）
 - 第三節 売買参加者（第二十五条—第二十八条）
 - 第四節 関連事業者（第二十九条—第三十三条）
- 第三章 売買取引及び決済の方法（第三十四条—第五十四条）
- 第四章 卸売の業務に係る物品の品質管理（第五十五条）
- 第五章 市場施設の使用（第五十六条—第六十七条）
- 第六章 監督（第六十八条・第六十九条）
- 第七章 市場運営協議会及び市場取引委員会
 - 第一節 市場運営協議会（第七十条—第七十六条）
 - 第二節 市場取引委員会（第七十七条—第八十一条）
- 第八章 雑則（第八十二条—第八十五条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、仙台市中央卸売市場業務条例（令和二年仙台市条例第二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（臨時休業及び臨時営業）

第三条 市場において業務を行う者は、臨時に休業し、又は休場日に営業しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

第二章 市場関係事業者

第一節 卸売業者

（卸売業務許可の申請書）

第四条 条例第十条第三項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 名称及び所在地
 - 二 資本金又は出資の額及び役員 の氏名
 - 三 許可を受けて卸売の業務を行おうとする市場及び部の区分
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款
 - 二 登記事項証明書
 - 三 役員 の履歴書、写真及び住民票の写し又は身元証明書
 - 四 株主若しくは出資者又は組合員 の氏名又は名称及びその持ち株数又は出資額を記載した書面
 - 五 最近二年間における事業年度の事業報告書
 - 六 事業開始の日以後二年間における事業計画書
 - 七 申請者が条例第十条第四項第二号、第三号、第五号及び第六号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - 八 申請者の業務を執行する役員が条例第十条第四項第七号イからホまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - 九 その他市長が指示する書類
(卸売業務許可の条件)

第五条 条例第十条第七項に規定する市長が必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者に対してのみ卸売をすること。ただし、市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することがない場合であって、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - イ 残品を生ずるおそれがある場合又は残品が生じた場合であって、次に掲げる者に卸売する旨を市長に届け出たとき
 - (一) 市場以外の卸売市場の卸売業者
 - (二) 市域外の生鮮食料品等の加工業者
 - (三) 市場及び部の区分ごとの卸売業者、仲卸業者及び売買参加者との間で合意が得られた相手方
 - ロ 市場以外の卸売市場において集荷することが困難である物品を当該卸売市場の卸売業者に対して卸売する場合であって、市長にその旨を届け出たとき
 - ハ 集荷の共同化その他の市場の活性化に資する場合であって、必要に応じて市場取引委員会の調査審議を経て、市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けたとき
- 二 市場における卸売の業務については、市場内にある物品のみ卸売をすること。ただし、卸売業者が卸売の相手方との合意に基づき市場外にある物品を卸売する場合は、この限りでない。

三 卸売業者は、市域内において、その許可に係る市場及び部の区分に属する物品の卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

(財産の状況に関する報告)

第六条 卸売業者は、条例第十一条の規定に基づき、前月末までの財産の状況を記載した書類を毎月十日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の財産の状況を記載した書類は、貸借対照表及び損益計算書とする。

(卸売業者の保証金の額)

第七条 条例第十二条第二項に規定する卸売業者の預託すべき保証金の額は、次のとおりとする。

市場	市場及び部の区分	前年卸売金額	保証金の額
本場	水産物部	二百億円未満	八百万円
		二百億円以上二百五十億円未満	一千万円
		二百五十億円以上三百億円未満	一千二百万円
		三百億円以上	一千四百万円
	青果部	二百億円未満	八百万円
		二百億円以上二百五十億円未満	一千万円
		二百五十億円以上三百億円未満	一千二百万円
		三百億円以上	一千四百万円
食肉市場	食肉部	百億円未満	四百万円
		百億円以上百五十億円未満	六百万円
		百五十億円以上	八百万円
花き市場	花き部	三十億円未満	百二十万円
		三十億円以上五十億円未満	二百万円
		五十億円以上	四百万円

(保証金の追加預託期間)

第八条 条例第十二条第四項に規定する市長が定める期間は、卸売業者がその卸売業務許可に係る市場及び部の区分について預託している保証金の額が前条により定める額に不足することとなった日から起算して一月とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(有価証券の価格)

第九条 条例第十二条第六項の市長が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 条例第十二条第六項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券で政府がその債務について保証をしたもの 額面金額に相当する

額

二 条例第十二条第六項第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）額面金額（割引債券にあつては売出価格）の百分の九十に相当する額（保証金の返還）

第十条 条例第十二条第八項に規定する保証金の返還については、卸売業者が同項各号に該当することとなつた日から起算して九十日以内に行うものとする。ただし、特別な事情がある場合であつて、当該卸売業者の同意があつたときは、この限りでない。

（卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請書及び添付書類）

第十一条 条例第十四条第一項の認可に係る申請については、次に掲げる事項を記載し、かつ、譲渡人及び譲受人が連署した認可申請書を市長に提出しなければならない。

- 一 譲渡人及び譲受人の名称及び所在地
- 二 譲り渡す事業に係る市場及び部の区分
- 三 譲渡し及び譲受けの予定年月日
- 四 譲渡し及び譲受けを必要とする理由

2 条例第十四条第二項の認可に係る申請については、次に掲げる事項を記載し、かつ、合併の当事者が連署した認可申請書を市長に提出しなければならない。

- 一 合併の当事者の名称及び所在地
- 二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び所在地
- 三 合併の方法及び条件
- 四 合併の予定年月日
- 五 合併を必要とする理由

3 条例第十四条第三項の認可に係る申請については、次に掲げる事項を記載し、かつ、分割の当事者が連署した認可申請書を市長に提出しなければならない。

- 一 分割の当事者の名称及び所在地
- 二 分割により市場における卸売の業務を継承する法人の名称及び所在地
- 三 分割により継承される市場における卸売の業務に係る部の区分
- 四 分割の方法及び条件
- 五 分割の予定年月日
- 六 分割を必要とする理由

4 第一項の認可申請書の添付書類については、第四条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「次の各号に掲げる書類」とあるのは「次の各号に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、同項第七号及び第八号中「申請者」とあるのは「譲受人である申請人」と読み替えるものとする。

5 第二項の認可申請書の添付書類については、第四条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「次の各号に掲げる書類」とあるのは「当該申請者及び合併後存続する法人又は合併により設立される法人についての次の各号に掲げる書類及び合併に係る契

約書の写し」と、同項第七号及び第八号中「申請者」とあるのは「合併後存続する法人又は合併により設立される法人」と読み替えるものとする。

- 6 第三項の認可申請書の添付書類については、第四条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「次の各号に掲げる書類」とあるのは「当該申請者及び分割により市場における卸売業務を承継する法人についての次の各号に掲げる書類及び分割に係る計画書又は契約書の写し」と、同項第七号及び第八号中「申請者」とあるのは「分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(不適格事実等の届出)

第十二条 卸売業者又は清算人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- 一 卸売業者が解散したとき
- 二 卸売業者が条例第十条第四項第一号、第二号及び第四号から第七号までのいずれかに該当することとなったとき
- 三 卸売業者が刑事事件に関し起訴されたとき又は当該事件に関し判決があったとき
- 四 卸売業者の業務を執行する役員が条例第十条第四項第七号の規定に該当することとなったとき
- 五 せり人が条例第十八条第五項第一号、第二号及び第四号のいずれかに該当することとなったとき

(せり人の申請書)

第十三条 条例第十八条第二項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の名称
 - 二 せり人の登録を受けようとする者の氏名及び生年月日
 - 三 せり人の登録を受けようとする者のせりを行う市場及び部の区分
- 2 前項の申請書には、せり人の登録を受けようとする者に係る条例第十八条第五項第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び写真を添付しなければならない。
- 3 前二項の規定は、せり人の更新について準用する。

(せり売以外の方法による卸売担当者)

第十四条 卸売業者は、せり売以外の方法で物品を卸売しようとするときは、その卸売の業務に従事させる者の氏名、所属する部署及び主要な取扱品目を記載した書面を備え付けなければならない。

- 2 前項の業務に従事する者は、当該業務に従事するときは、その氏名を仲卸業者及び売買参加者に明示しなければならない。

(卸売業者の標識)

第十五条 卸売業者の役員及び使用人は、卸売業務許可に係る市場及び部の区分に属する卸売場及び仲卸売場においては常に当該卸売業者が定めた社章をつけた帽子等を着用し

なければならない。

- 2 前項の社章は、他の卸売業者の使用するものと同一又は類似のものであってはならない。
- 3 市長は、前項の規定に違反する卸売業者に対して改善を求めることができる。

第二節 仲卸業者

(仲卸業務許可の申請書)

第十六条 条例第二十四条第三項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名、名称若しくは商号及び住所又は所在地
- 二 法人である場合にあつては、資本金又は出資の額及び役員の氏名
- 三 許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする市場及び部の区分

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が法人であるとき

- イ 定款
- ロ 登記事項証明書
- ハ 貸借対照表
- ニ 損益計算書
- ホ 事業計画書
- ヘ 申請者が条例第二十四条第四項第二号、第三号、第六号及び第七号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- ト 役員が条例第二十四条第四項第一号から第五号まで及び第七号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- チ その他市長が指示する書類

二 申請者が個人であるとき

- イ 資産調書
- ロ 住民票の写し
- ハ 事業計画書
- ニ 履歴書
- ホ 申請者が条例第二十四条第四項第一号から第七号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- ヘ その他市長が指示する書類

(仲卸業務許可の条件)

第十七条 条例第二十四条第七項に規定する市長が必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 市場内においては、その許可に係る市場及び部の区分に属する物品について販売の委託を引受けないこと。

二 市場内においては、その許可に係る市場及び部の区分に属する物品を市場の卸売業者のみから買い入れて販売すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 市場における取引の秩序を乱すおそれがなく、市場の卸売業者から買い入れることが困難な物品を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売する場合であって、市長にその旨を届け出たとき

ロ 集荷の共同化その他の市場の活性化に資する場合であって、必要に応じて市場取引委員会の調査審議を経て、市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けたとき

三 仲卸業者は、市域内において、その許可に係る市場及び部の区分に属する物品の販売をしようとするときは、当該許可に係る仲卸しの業務としてする場合を除き、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

(売買参加章の交付等)

第十八条 市長は、仲卸業者が条例第二十五条第一項の規定により保証金を預託したときは、番号を付した売買参加章を交付する。

2 市長は、仲卸業務の適正かつ健全な運営を図るため必要があると認めるときは、仲卸業者に対して売買参加補助章を交付することができる。

3 仲卸業者又はその使用人は、卸売業者の行う卸売に参加するときは、売買参加章又は売買参加補助章をつけた帽子を着用しなければならない。

(仲卸業者の保証金の追加預託等)

第十九条 条例第二十五条第四項に規定する市長が指定する期間、条例第二十五条第六項の市長が定める額及び条例第二十五条第八項に規定する保証金の返還については、第八条から第十条までの規定を準用する。

(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請書及び添付書類)

第二十条 条例第二十七条第一項から第三項までの認可に係る申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 譲渡し及び譲受け又は合併及び分割の予定年月日

三 譲渡し及び譲受け又は合併及び分割を必要とする理由

四 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該業務を承継する法人の名称及び所在地

五 合併又は分割の方法及び条件

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第十六条第二項に掲げる書類

二 契約書の写し

(仲卸業者の相続の認可申請書)

第二十一条 条例第二十八条第一項の認可に係る申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 相続人の氏名及び住所
- 二 被相続人の氏名及び続柄
- 三 相続開始の日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第十六条第二項に掲げる書類
- 二 被相続人との続柄を証する書面
- 三 相続人が二人以上ある場合においては、仲卸業務を営むことに対して申請者以外の相続人の同意書の写し

(仲卸業者の事業報告書)

第二十二条 仲卸業者は、市長が定めるところにより、条例第三十条の事業報告書を作成しなければならない。

2 仲卸業者が法人である場合にあっては、前項の事業報告書に定款及び株主又は出資者の名簿を添付しなければならない。

(仲卸業者の月間売上報告書の提出)

第二十三条 仲卸業者は、毎月十日までに、前月分の月間売上報告書を市長に提出しなければならない。

(不適格事実の生じた場合の届出)

第二十四条 仲卸業者は、条例第二十四条第四項第一号、第二号及び第四号から第八号までのいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第三節 売買参加者

(資格)

第二十五条 条例第三十一条の規定により売買参加者承認を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 生鮮食料品等の販売を業としている者
- 二 生鮮食料品等の加工を業としている者
- 三 前二号に掲げる者のほか市長が適当と認める者

(売買参加者承認の申請書)

第二十六条 条例第三十一条第三項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名、名称若しくは商号及び住所又は所在地
- 二 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする市場及び部の区分

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が法人であるとき
 - イ 定款
 - ロ 登記事項証明書
 - ハ 貸借対照表
 - ニ 損益計算書
 - ホ 事業計画書
 - ヘ 申請者が条例第三十一条第四項第二号、第六号及び第七号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - ト 役員が条例第三十一条第四項第一号から第五号及び第七号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - チ その他市長が指示する書類
 - 二 申請者が個人であるとき
 - イ 資産調書
 - ロ 住民票の写し
 - ハ 事業計画書
 - ニ 履歴書
 - ホ 申請者が条例第三十一条第四項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - ヘ その他市長が指示する書類
- (不適格事実の生じた場合の届出)

第二十七条 売買参加者は、条例第三十一条第四項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(売買参加章の交付等)

第二十八条 市長は、条例第三十一条第一項の規定により売買参加者承認を受けた者に、番号を付した売買参加章を交付する。

2 市長は、市場の適正かつ健全な運営を図るため必要があると認めるときは、売買参加者に対して売買参加補助章を交付することができる。

3 売買参加者又はその使用人は、卸売業者の行う卸売に参加するときは、売買参加章又は売買参加補助章をつけた帽子を着用しなければならない。

第四節 関連事業者

(関連事業の種類)

第二十九条 条例第三十五条第一項の関連事業は、次のとおりとする。

- 一 鮮食料品等で市長が許可するものの卸売の業務
- 二 保管、貯蔵、運搬等の業務
- 三 代金精算業
- 四 食料品加工業

- 五 飲食店営業
- 六 理容業
- 七 包装用品類販売業
- 八 金融業
- 九 前各号に掲げるもののほか市長が認める業務
(関連事業許可の申請書)

第三十条 条例第三十五条第二項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名、名称若しくは商号及び住所又は所在地
- 二 法人である場合にあつては、資本金又は出資の額及び役員の氏名
- 三 営業の種類及び内容

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が法人であるとき
 - イ 定款
 - ロ 登記事項証明書
 - ハ 貸借対照表
 - ニ 損益計算書
 - ホ 事業計画書
 - ヘ 申請者が条例第三十五条第三項第二号、第三号、第五号及び第六号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - ト その他市長が指示する書類
- 二 申請者が個人であるとき
 - イ 資産調書
 - ロ 住民票の写し
 - ハ 事業計画書
 - ニ 履歴書
 - ホ 申請者が条例第三十五条第三項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - ヘ その他市長が指示する書類

(関連事業者の月間売上報告書の提出)

第三十一条 関連事業者は、毎月十日までに、前月分の月間売上報告書を市長に提出しなければならない。

(不適格事実の生じた場合の届出)

第三十二条 関連事業者は、条例第三十五条第三項第一号、第二号及び第四号から第六号までのいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(関連事業者の保証金の追加預託等)

第三十三条 条例第三十六条第四項に規定する市長が指定する期間、条例第三十六条第六項の市長が定める額及び条例第三十六条第八項に規定する保証金の返還については、第八条から第十条までの規定を準用する。

第三章 売買取引及び決済の方法

(即日卸売の原則)

第三十四条 卸売業者は、市長の定める時刻までに受領した物品は、当日これを卸売に供しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(取引の単位)

第三十五条 売買取引の単位は、重量による。ただし、重量によることが困難なものは、重量以外の単位によることができる。

(上場の単位)

第三十六条 卸売業者は、効率的な市場取引を図るため必要があると認めるときは、品目ごとに上場の単位を定め、又はその単位を変更することができる。

(現品又は見本の提示)

第三十七条 売買取引は、現品又は見本によって行わなければならない。ただし、銘柄により卸売する慣例のあるものについては、その慣例によることができる。

(卸売の準備)

第三十八条 卸売業者は、市場内において卸売をしようとする物品を市長の定める時刻までに仲卸業者及び売買参加者が下見できるように卸売場に配列しなければならない。

(条件のある受託物品)

第三十九条 卸売業者は、受託物品に指値その他の条件があるときは、当該受託物品の上場番号、品名、産地、規格、数量及び出荷者並びに当該受託物品に付された条件を記載した書面を備え付けなければならない。

2 卸売業者は、前項の書面の提出を市長が求めた場合は、速やかに、応じなければならない。

3 卸売業者は、条件のある受託物品を卸売しようとするときは、当該受託物品にその条件を表示し、卸売の際には、その旨を呼び上げなければならない。

4 卸売業者は、前項の規定によらないで卸売したときは、条件があることをもって仲卸業者及び売買参加者に対抗できない。

5 卸売業者は、条件のある受託物品についてその条件で卸売することができないときは、委託者に通知し、その指図を受けなければならない。ただし、委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認められるときは、市長の承認を受けてその条件がなかったものとしてこれを卸売することができる。

(せり売の方法)

第四十条 せり売は、その物品の種類、産地、等級、数量その他必要な事項を呼び上げた後、上場の単位ごとに行わなければならない。ただし、一定の規格を有している物品

は、一括して上場し、分割して卸売することができる。

- 2 せり落しは、せり人が最高申込価格を三回呼び上げたときこれを決定し、その申込者をせり落し人とする。ただし、指値のある受託物品については、その最高申込価格が指値に達しないときはこの限りでない。
- 3 せり人は、適正な価格の申込みがあったときは、前項の呼び上げ回数を減ずることができる。
- 4 せり人は、最高価格の申込者が二人以上あるときは、抽せんその他公正な方法によってせり落し人を決定しなければならない。
- 5 せり人は、せり落し人を決定したときは、直ちにその価格、数量及び売買参加章に付した番号を呼び上げなければならない。
- 6 せり機械によるせり売の方法については、別に定める。

(入札の方法)

第四十一条 入札は、その物品の種類、産地、等級、数量その他必要な事項を掲示し、又は呼び上げた後、入札者に対し一定の入札書に氏名、入札金額その他指定事項を記載させて行うものとする。

- 2 開札は、入札後直ちに行うものとする。
- 3 最高価格の入札者を落札者とする。
- 4 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、入札について準用する。

(入札の無効)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 一 入札者の氏名、入札金額その他指定記載事項が不明なもの
- 二 二通以上の入札書を提出したもの
- 三 条例若しくはこの規則又はこれらに基づいてなした指示に違反したもの

- 2 前項の場合には、卸売業者は、理由を明示して、当該入札が無効である旨を告知しなければならない。

(不服申立)

第四十三条 仲卸業者及び売買参加者は、せり落し又は落札の決定について不服があるときは、市長にその旨を申し立てることができる。

- 2 前項の申し立ては、せり落し又は落札後直ちに行わなければならない。

(卸売業者の業務の規制に係る手続き)

第四十四条 第五条第三号の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によってするものとする。

- 一 届出者の名称
- 二 業務の内容
- 三 業務を営む理由
- 四 業務開始の予定年月日

五 事業計画

- 2 市長は、第五条第三号の規定による届出があったときは、市場及び部の区分ごとの卸売業者、仲卸業者及び売買参加者との間で当該届出に係る販売について協議を行うものとする。
- 3 市長は、第五条第三号の規定による届出があったときは、必要に応じて市場取引委員会に諮問するものとする。
- 4 市長は、第五条第三号の規定による届出に係る販売が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、卸売業者に当該販売の中止その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(卸売の開始時刻前の卸売の禁止)

第四十五条 卸売業者は、卸売の開始時刻前に卸売をしてはならない。ただし、市長が別に定める場合はこの限りでない。

(市場外にある保管場所の届出書)

第四十六条 条例第四十三条第一項の規定により届け出ようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した届出書にその場所の位置を記入した図面を添付し、市長に届け出なければならない。

- 一 届出者の名称
- 二 届け出ようとする場所の所在地並びにその場所にある施設の名称、種類及び規模
- 三 届け出ようとする場所に置く生鮮食料品等の種類
- 四 温度管理の有無

2 条例第四十三条第二項の規定により届け出ようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に届け出なければならない。

- 一 届出者の名称
- 二 前項の規定により届け出た場所
- 三 その場所にある施設の名称
- 四 その場所に置く生鮮食料品等の種類

(枝肉の格付け)

第四十七条 条例第四十六条第二項の市長が指定する格付機関は、公益社団法人日本食肉格付協会とする。

2 枝肉の格付けは、公益社団法人日本食肉格付協会の定める牛・豚枝肉格付規程に規定された方法により行わなければならない。

(受託物品等の確認)

第四十八条 市長は、条例第四十八条第二項の確認をしたときは、受託物品異状確認書を交付するものとする。

2 市長の指定する職員は、前項の確認をした物品について必要な処置を命ずることができる。

(卸売業者の届出事項)

第四十九条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- 一 卸売業務許可に係る市場及び部の区分に属さない物品を受領したとき
- 二 委託者不明の物品を受領したとき
- 三 条例第四十九条第三項の規定により、物品を保管し、又は他の者に卸売をしたとき
- 四 仲卸業者又は売買参加者が代金、条例第四十九条第三項の保管の費用又は同条第四項の差額の支払いを怠ったとき

(仲卸業者の業務の規制に係る手続き)

第五十条 第十七条第三号の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によってするものとする。

- 一 届出者の名称
 - 二 業務の内容
 - 三 業務を営む理由
 - 四 業務開始の予定年月日
 - 五 事業計画
- 2 市長は、第十七条第三号の規定による届出があったときは、市場及び部の区分ごとの卸売業者、仲卸業者及び売買参加者との間で当該届出に係る販売について協議を行うものとする。
- 3 市長は、第十七条第三号の規定による届出があったときは、必要に応じて市場取引委員会に諮問するものとする。
- 4 市長は、第十七条第三号の規定による届出に係る販売が仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、仲卸業者に当該販売の中止その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(卸売予定数量等の報告)

第五十一条 条例第五十三条第一項及び第二項の規定による報告は、市長の定める時刻までにしなければならない。

(販売原票等の作成)

第五十二条 卸売業者は、売買契約が成立したときは、直ちに販売原票を作成し、市長の確認を受けなければならない。

- 2 卸売業者は、販売原票に基づき売渡票を作成し、仲卸業者又は売買参加者に交付しなければならない。

(売買仕切書の記載事項)

第五十三条 条例第五十六条第三項の市長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 卸売をした物品の単価に当該物品の数量を乗じて得た額の合計額
- 二 卸売をした物品に係る消費税額等

三 委託手数料の額

四 卸売に係る費用のうち委託者の負担すべきものの項目及びその額（消費税額等を含む額とする。）

五 売買仕切金の額

（委託手数料に係る率の届出）

第五十四条 条例第五十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

一 届出者の名称

二 委託手数料に係る率及びその適用開始日

三 前号の適用開始日の属する事業年度における販売計画及び収支計画

2 前項第二号の委託手数料に係る率は、次の各号に掲げる取扱品目ごとに設定するものとする。

一 生鮮水産物

二 野菜

三 果実

四 鳥卵

五 肉類及びその加工品並びに原皮、内臓その他の副産物

六 農林水産物加工品

七 包装資材等関連用品

八 切花類

九 鉢物類

第四章 卸売の業務に係る物品の品質管理

（物品の品質管理の方法）

第五十五条 条例第六十三条第一項の規則で定める事項は、別表第一に定めるとおりとする。

第五章 市場施設の使用

（許可の申請書）

第五十六条 条例第六十四条第一項又は第二項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 使用の目的

三 必要とする施設の種類及びその面積

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、現に市場施設を使用している者が追加で申請する場合はこの限りでない。

一 申請者が法人であるとき

イ 定款

- ロ 登記事項証明書
- ハ 賃借対照表
- ニ 損益計算書
- ホ 事業計画書
- ヘ その他市長が指示する書類

二 申請者が個人であるとき

- イ 資産調書
- ロ 住民票の写し
- ハ 事業計算書
- ニ 履歴書
- ホ その他市長が指示する書類

(市場施設の使用許可に係る保証金の追加預託等)

第五十七条 条例第六十四条第五項に規定する市長が指定する期間、条例第六十四条第六項の市長が定める額及び条例第六十四条八項に規定する保証金の返還については、第八条から第十条までの規定を準用する。

(現状変更の承認申請書)

第五十八条 条例第六十六条第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 一 施設名及び使用者
- 二 変更を必要とする理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 設計図
- 二 仕様書
- 三 見積書
- 四 工程表
- 五 前各号に掲げるもののほか市長が必要があると認める書類

3 第一項の承認を受けた者は、工事竣工後遅滞なく市長に届け出て検査を受けた後でなければ使用してはならない。

(使用料)

第五十九条 条例第七十条第一項の市場の使用料は、別表第二のとおりとする。

(使用料の計算方法)

第六十条 使用料の計算方法は、次のとおりとする。

- 一 使用料を日割計算による場合の一月は、当該月の日数とする。
- 二 使用面積が一平方メートル未満のときは、一平方メートルとし、一平方メートル未満の端数があるときは、その端数は一平方メートルとする。

(使用料の納入期限)

第六十一条 各月の使用料の納入期限は、その月の末日（売上高割使用料にあつては、その月の翌月の末日）とする。ただし、月の途中で市場施設の使用を中止したときは、市長が指定する日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、使用料の納入期限が休日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日をいう。以下この項及び次条第四項において同じ。）に当たるときは、その直後の休日でない日（その日が一月二日又は同月三日であるときは、同月四日）をもって納入期限とみなす。

（市場施設使用者の費用負担）

第六十二条 条例第七十条第二項の市長の指定する費用は、次の市場施設における電気、ガス、水道、工業用水、下水道及び冷暖房の費用とする。

- 一 卸売場
- 二 仲卸売場
- 三 事務室
- 四 関連事業所
- 五 倉庫
- 六 前各号に掲げるもののほか市長が指定する施設

- 2 前項の費用の算定は、計量器による。ただし、これにより難いときは、市長の認定による。
- 3 第一項の費用は、毎月末日までに前月分を納入しなければならない。
- 4 前条第二項の規定は、前項に規定する費用の納入期限が休日に当たる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「使用料」とあるのは、「費用」と読み替えるものとする。

（保管物品）

第六十三条 冷蔵庫で保管する物品（以下「保管物品」という。）は、市場及び部の区分に属する物品とする。ただし、市長が認めたものはこの限りでない。

（入庫禁止の物品）

第六十四条 次に掲げる物品は、冷蔵庫に入庫してはならない。

- 一 腐敗している物品又はそのおそれがある物品
- 二 荷造り又は容器が不完全である物品
- 三 他の保管物品に損害を及ぼすおそれがある物品
- 四 前三号に掲げるもののほか市長が不適當と認める物品

（保管物品の検査）

第六十五条 市長は、必要があると認めるときは、使用者の立会いのもとに保管物品の検査をすることができる。

- 2 市長は、保管上不適當な物品を発見したときは、使用者に対し必要な措置を命ずることができる。

(出庫命令)

第六十六条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し保管物品の全部又は一部の出庫を命ずることができる。

- 一 保管物品に第六十四条に掲げる物品があったとき
 - 二 防疫その他公益上必要があるとき
 - 三 設備の故障その他の理由により保管が著しく困難になったとき
 - 四 使用者が条例若しくはこの規則又はこれらに基づいて行う指示に従わないとき
- 2 前項の命令を受けた者は、市長の指定する期間内に当該物品を出庫しなければならない。

(使用者の責任)

第六十七条 使用者は、故意又は過失により他の保管物品に損害を及ぼしたときは、賠償の責を負わなければならない。

第六章 監督

(卸売業者の財務基準)

第六十八条 条例第七十四条第一項第一号の市長が定める率は、一とする。

- 2 条例第七十四条第一項第二号の市長が定める率は、〇・一とする。
- 3 条例第七十四条第一項第三号の市長が認める場合は、連続する三以上の事業年度において経常損失が生じた場合とする。

(仲卸業者の財務基準)

第六十九条 条例第七十四条第三項第一号の市長が定める率は、一とする。

- 2 条例第七十四条第三項第二号の市長が定める率は、〇・一とする。
- 3 条例第七十四条第三項第三号の市長が定める数は、三とする。

第七章 市場運営協議会及び市場取引委員会

第一節 市場運営協議会

(委員の任期)

第七十条 協議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長の選出及び権限)

第七十一条 協議会に委員長及び副委員長各一名を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議の招集)

第七十二条 協議会の会議は、必要に応じ委員長がこれを招集し、委員長がその議長となる。

(議事)

第七十三条 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第七十四条 協議会に専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(部会)

第七十五条 委員長が必要と認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を統括し、会議の経過及び結果を協議会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

6 第七十二条及び第七十三条の規定は、部会に準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(雑則)

第七十六条 この節で定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

第二節 市場取引委員会

(委員の任期)

第七十七条 委員会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の選出及び権限)

第七十八条 委員会に委員長及び副委員長各一名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議の招集)

第七十九条 委員会の会議は、必要に応じ委員長がこれを招集し、委員長がその議長となる。

2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他市場の業務に係る者は、条例第七十七条第二項各号に掲げる事項に関して、委員長に対し会議の招集を請求することができる。

(議事)

第八十条 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 議長は、審議結果を市長に答申する場合は、委員の少数意見にも配慮して行うものとする。

(雑則)

第八十一条 この節で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第八章 雑則

(身分証明書)

第八十二条 条例第四十八条第二項の市長の指定する職員は、様式第一号の物品検査員証を携帯しなければならない。

2 条例第七十三条第二項の証明書は、様式第二号とする。

(掲示)

第八十三条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を市場内に掲示するものとする。

一 条例第五条第二項の規定により休場日に開場し、又は休場日以外の日に開場しないことを定めたとき

二 条例第六条第一項の規定により開場の時間を変更したとき並びに同条第二項の規定により卸売の開始時刻及び終了時刻を定めたとき

三 卸売業務許可をしたとき若しくはその許可を取り消したとき又は卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け若しくは合併及び分割を認可したとき

四 卸売業者が卸売の業務を廃止し、休止し、又は再開したとき

五 せり人の登録をしたとき又は登録を削除したとき

六 仲卸業務許可をしたとき若しくはその許可を取り消したとき又は仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け若しくは合併及び分割若しくは仲卸業務の相続を認可したとき

七 関連事業許可をしたとき又はその許可を取り消したとき

八 条例第七十五条の規定により処分をしたとき

九 条例第八十四条の規定により過料の処分をしたとき

十 市場に関する法令、条例及び規則の制定又は改廃があったとき

十一 前各号に掲げるもののほか市長が掲示する必要があると認めるとき

(電子情報処理組織による申請等)

第八十四条 市長は、この規則の規定による申請等（申請、届出その他のこの規則の規定に基づき市長に対して行われる通知をいう。以下この条において同じ。）については、書面に代えて、電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等は、本市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

(実施細目)

第八十五条 この規則の実施細目は、経済局長が定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(仙台市中央卸売市場運営審議会規則等の廃止)

第二条 次の規則は、廃止する。

- 一 仙台市中央卸売市場運営審議会規則（昭和三十七年仙台市規則第四号）
- 二 仙台市中央卸売市場業務規程施行細則（昭和三十五年仙台市規則第四十八号）

附 則（令二、三・改正）

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

別表第一（第五十五条関係）

市場及び部の区分	事業者	物品の品質管理の方法
本場 水産物部 青果部 食肉市場 食肉部 花き市場 花き部	卸売業者	卸売業者は、施設ごとに次に掲げる事項を定め、市長が定めるところにより、市長に届け出るとともに、その届け出た事項を遵守しなければならない。また、第一号の品質管理責任者について卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。 <ol style="list-style-type: none">一 品質管理責任者に関すること二 施設の取扱品目に関すること三 荷受及び検収に関すること四 定温施設の温度管理に関すること五 常温施設における物品の温度管理に関すること六 物品の滞留時間の管理に関すること七 卸売場内での物品の取扱いに関すること八 施設及び設備の衛生管理に関すること

		九 その他市長が品質管理の高度化を図るために必要と認める事項
本場 水産物部 青果部 花き市場 花き部	仲卸業者	<p>1 仲卸業者は、品質管理責任者を定め、市長が定めるところにより、市長に届け出るとともに、仲卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>2 仲卸業者は次に掲げる事項を遵守し、品質管理を徹底しなければならない。</p> <p>一 腐敗に結びつく部位や物品、混入異物の除去により物品の品質保持を図ること</p> <p>二 物品の適正な温度管理を行うとともに、定温倉庫や冷蔵庫での先入れ先出しに留意し、保管期間の短縮を図ること</p> <p>三 仲卸売場施設及び機械器具類等の清潔及び衛生の保持を図ること</p> <p>四 その他市長が品質管理の高度化を図るために必要と認める事項</p>
本場 水産物部 青果部 食肉市場 食肉部 花き市場 花き部	売買参加者及び買出人	<p>売買参加者及び買出人は、次に掲げる事項を遵守し、品質管理を徹底しなければならない。</p> <p>一 買荷の売場施設における滞留時間の短縮を図ること</p> <p>二 コールドチェーンが確保されるよう保冷・冷凍車両の利用を図ること</p> <p>三 物品ごとの望ましい輸送湿度に配慮した荷積みを行うこと</p> <p>四 その他市長が品質管理の高度化を図るために必要と認める事項</p>
食肉市場 食肉部	と畜業者	<p>食肉市場のと畜業者は、次に掲げる事項を遵守し、品質管理を徹底しなければならない。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 一 必要に応じた獣畜の飼育履歴等の確認 二 食道又は直腸の結紮及びナイフの消毒 三 その他市長が品質管理の高度化を図るために必要と認める事項
--	--

別表第二（第五十九条関係）

一 本場、花き市場

種別		金額	
卸売業者市場使用料	売上高割使用料	せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る金額に百分の百十を乗じて得た額に千分の三（鳥卵にあつては、千分の一）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額	
	面積割使用料	低温売場	売場面積一平方メートルにつき 一月 一、一三五円
		その庭木売場	売場面積一平方メートルにつき 一月 一一九円
		他の庭木売場以外 の売場	売場面積一平方メートルにつき 一月 一七二円
仲卸業者市場使用料	売上高割使用料	市場内の卸売業者、仲卸業者、関連事業者以外の者より買い入れた物品の販売金額（消費税額等を除く額とする。）に百分の百十を乗じて得た額に千分の三（鳥卵及び漬物にあつては、千分の一）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	
	面積割使用料	売場面積一平方メートルにつき 一月 一、〇三〇円	
関連	売上高割使用料	市場内の卸売業者、仲卸業者、関	

事業者市場使用料			連事業者以外の者より買い入れた生鮮食料品等の販売金額（消費税額等を除く額とする。）に百分の百十を乗じて得た額に千分の一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	面積割使用料	一階	使用面積一平方メートルにつき 一月 一、一八八円
		二階	使用面積一平方メートルにつき 一月 九五〇円
事務室使用料	管理棟		一平方メートルにつき 一月 一、五八四円
	中央棟		一平方メートルにつき 一月 一、一八八円
	水産棟・青果棟・花き棟		一平方メートルにつき 一月 一、〇三〇円
	詰所棟		一平方メートルにつき 一月 九 五〇円
倉庫使用料	スチロール選別倉庫		一平方メートルにつき 一月 四 二二円
	その他の倉庫		一平方メートルにつき 一月 五 五四円
冷蔵庫使用料	F級		一月 六八七、五〇〇円
	C級	水産保冷庫	一月 七六八、二四〇円
		青果保管庫	一月 三八九、四四三円
		鮮魚保管庫	一月 四五九、三六〇円
		水産荷受保管庫	一月 一、二五一、八〇〇円
製氷施設使用料			一月 一、一二八、五一九円
処理加工所使用料			一平方メートルにつき 一月 七 一三円
買荷	低温買荷保管積込所		一平方メートルにつき 一月 九

保管		六四円
積込 所使 用料	その他の買荷保管積込所	一平方メートルにつき 一月 一 二五円
配送センター・加工場使 用料		一月 六、一九〇、八〇〇円
福利厚生施設（体育館） 使用料		一月 三一六、八〇〇円
天然ガススタンド使用料		一月 二二六、六〇〇円
土地使用料		一平方メートルにつき 一月 一 〇六円

備考

- 一 水産保冷库の一部を使用する場合の冷蔵庫使用料は、一区画につき一月当たり九六、〇三〇円とする。
- 二 前項の一区画の面積は、水産保冷库の面積を八で除して得た面積とする。
- 三 水産荷受保管庫の一部を使用する場合の冷蔵庫使用料は、一区画につき一月当たり六二五、九〇〇円とする。
- 四 前項の一区画の面積は、水産荷受保管庫の面積を二で除して得た面積とする。

二 食肉市場

種別		金額	
卸売業者市場使用料	売上高割使用料	せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る金額に百分の百十を乗じて得た額に千分の二・五（鳥卵にあつては、千分の一）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	
	面積割使用料	卸売場施設一式 一月 三九六、〇〇〇円	
事務室使用料	管理棟	一平方メートルにつき 一月 一、二一〇円	
	その他の棟	一平方メートルにつき 一月 四七三円	
冷蔵庫使用料	甲	一月 四、一九七、八〇九円	
	乙	S・F級	一月 二三一、〇〇〇円
		F級	一月 二二〇、〇〇〇円

	C級	一月 五六一、〇〇〇円
懸肉室使用料		一月 一、三六一、九〇五円
加工場使用料		一月 四、六四六、四〇〇円
食肉衛生検査室使用料		一月 三七一、二五〇円
土地使用料		一平方メートルにつき 一月 七 七円

様式第一号

(表)		(裏)
9cm	<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">物 品 検 査 員 証</p> <p style="text-align: center;">職 名</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、仙台市中央卸売市場業務条例第48条第2項の市長の指定する職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">仙台市長</p> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">印</div>	<p>1 本証は、仙台市中央卸売市場業務条例第48条第2項の以上物品の確認にあたる者に交付する。</p> <p>2 受託物品の異常の確認にあたるときは、本証を携帯し、関係人から求められたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 本証は、他人に貸与してはならない。</p>
	6cm	